平成２１年（フ）第１４４号
新潟県長岡市関原南５丁目4953番地１
債務者　田嶋　文宗
１　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
岡山県倉敷市中島249番地７　武部ビル４Ｓ１号
債務者　岸本　卓士
１　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１７０２号
北海道北広島市新富町西２丁目５番地４
債務者　戸木田英二
１　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７０３号
北海道北広島市新富町西２丁目５番地４
債務者　戸木田郁子
１　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７１４号
札幌市南区澄川４条４丁目11番25号　あらや荘Ｄ号
債務者　福井　士朗
１　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７６４号
札幌市中央区北２条西21丁目１番17―203号
債務者　山下　耕司
１　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８０１号
札幌市西区山の手３条１丁目４番15号　シャトーレ・マドカ山の手Ⅱ―302号
債務者　小島　将史
１　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９７５号
札幌市厚別区青葉町15丁目17番１―107号
債務者　櫻庭　啓介
１　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０２４号
札幌市白石区菊水元町２条３丁目３番26号　ユタカマンション101号
債務者　佐々木重三
１　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０２５号
札幌市白石区菊水元町２条３丁目３番26号　ユタカマンション101号
債務者　佐々木美恵子
１　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０４８号
札幌市北区麻生町５丁目６番10号　丸佐ハイツ３号
債務者　相馬　康二
１　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０４９号
札幌市北区麻生町５丁目６番10号　丸佐ハイツ３号
債務者　相馬ヒデ子
１　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０９４号
札幌市豊平区中の島１条６丁目３番７号　千葉マンション102号
債務者　高山孝子こと　張　　孝子
１　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１４３号
札幌市豊平区月寒東５条８丁目７番10号　つきさっぷ二番館Ｃ号
債務者　釣部　俊隆
１　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１７６号
札幌市豊平区福住２条１丁目１番22―208号
債務者　高橋早智子
１　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２１７号
札幌市白石区川下４条４丁目１番26号
債務者　渡邊　花枝
１　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２３４号
北海道石狩市花川南１条６丁目92番地　センチュリー花川105
債務者　芳賀英世志
１　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部